

《キャッシュレス・消費者還元事業》

実施期間 2019年10月1日～2020年6月30日

本制度の概要

- ✓ 10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元を実施。
- ✓ 対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

キャッシュレス決済のポイント還元制度

第1回 説明会

日時 2019年10月10日（木） 14:00～

場所 別府商工会議所 大会議室

講師 ポイント還元事務局 説明員

第2回 説明会

日時 2019年10月24日（木） 14:00～

場所 別府商工会議所 大会議室

講師 ポイント還元事務局 説明員

キャッシュレス決済のポイント還元制度説明会参加申込書

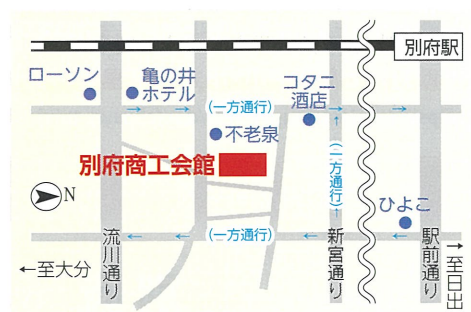
事業所名		電話番号	
事業所住所	〒	F A X	
氏名：		氏名：	
次のいずれかに○をしてください。（ 第1回説明会 ・ 第2回説明会 ）に参加します。			

申込み方法

- ・参加申込書に必要事項を記入し、別府商工会議所（企画観光事業部）に令和元年10月7日（月）まで、FAXにてお申込みください。
- ・定員に達した場合は、申込期限日前に受付を終了する場合があります。

会場のご案内

本セミナー用には駐車場を準備しておりません。恐れ入りますが、公共交通機関若しくは近隣有料駐車場をご利用ください。



主な対象決済手段の特徴

本制度では、**電子的に繰り返し利用できる決済手段が対象**となります。

クレジットカード／デビットカード

- クレジットカード／デビットカードを利用している消費者に対応
- 国際ブランド(VISA、master、JCB等)に対応

電子マネー

- 高齢者や不慣れな消費者も安心して利用可能
(信用審査なくカードを作成可能。チャージも簡単)

QRコード

- 端末不要、手数料が安い等低コストで、準備も簡単
- 消費者はスマートフォンで決済

モバイル決済

- 複数の決済手段をまとめて簡単に導入可能
- 端末等もコンパクトでスペースいらず

登録までのステップ

準備

自分の店舗が本制度の対象となるか確認

※店舗区分によって還元率が異なります。 ※一部対象外の店舗がございます。

STEP.1

自分の店舗のキャッシュレス決済対応状況を確認

今使っている決済手段を継続利用

新しく導入したい／プランを見直したい

STEP.2

加盟店ID*1を持っているか確認

はい

いいえ

ホームページから契約したい決済事業者を選び、
本制度参加のための手続きを問合せ

STEP.3

本事業の下で契約したい
決済事業者*2に加盟店ID
を伝え、契約情報と端末
情報を登録

現在契約している決済
事業者*2に連絡し、加
盟店IDの発行を依頼

登録審査*3

加盟店IDの発行

*1:本制度の登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。

*2:複数社と契約している場合は、いずれか1社を選んで加盟店ID
の発行を依頼してください。

*3:事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」
と「消費者還元開始日」が通知されます。

「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店として登録完了!

対象となる中小・小規模事業者

本事業の対象となる中小・小規模事業者の定義

原則、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者が対象となります。

例)小売業の場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主

また、この他、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので詳細は下記をご参照ください。

補助の対象外となる事業者・取引

一部、対象外となる業種や取引があります。詳細は本制度ホームページを参照いただくか、本制度の登録を受けた決済事業者にお問合せください。

補助対象となる中小・小規模事業者の概要

https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo_teigi.pdf



加盟店登録要領4.1(P5～P6)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf



説明会について
窓 口

別府商工会議所
企画観光事業部

TEL : 0977-25-3311
FAX : 0977-26-2232